

四日市市告示第594号

四日市市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱を次のように定める。

令和5年12月12日

四日市市長 森 智広

四日市市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）により改正された空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第23条第1項に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定に関しては、支援法人の活用に関する本市の方針が定められるまでの間、市長はこれを行わないこととする。

附 則

この要綱は、令和5年12月13日から施行する。

（都市整備部都市計画課）